

スポーツで滋賀を元気に！

滋賀県スポーツ団体等活動再開等支援事業補助金

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として

上限 **5万円** の補助金が受けられます。

令和3年4月1日から令和4年1月14日の間に、滋賀県内で取り組むスポーツ活動に必要な、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の経費を補助します。(補助率3/4、上限5万円)

(例)



<補助の仕組み>

例①：かかった経費が6万円の場合

(補助金) 4万5千円	(自己負担) 1万5千円
----------------	-----------------

$6万円 \times (3/4) = 4万5千円$ を補助

例②：かかった経費が8万円の場合

(補助金) 5万円	(自己負担) 3万円
--------------	---------------

$8万円 \times (3/4) = 6万円$ →→ 上限の5万円を補助

※本事業は滋賀県からの委託に基づき実施している事業です。

※詳しくは2ページ目以降をご覧ください。

I 事業の概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で活動の自粛を余儀なくされたスポーツ関係団体や個人事業主が取り組む、滋賀県内でのスポーツ活動のために実施する感染拡大防止対策に対して支援することを通じ、スポーツの振興を図ることを目的とします。

2 補助の対象となる期間

補助対象の期間は、令和3年4月1日（木）から令和4年1月14日（金）までです。

3 補助の対象となる者

補助の対象になるのは、以下の（１）または（２）のいずれかに該当する方です。

（１）スポーツ活動を主たる目的とし、活動の拠点が滋賀県内にある団体であって、次の

①～④の要件をすべて満たす方

- ①定款等においてスポーツの振興に関することが記載されていること
- ②スポーツ活動を継続して行う意思があること
- ③令和3年4月1日以降に感染症拡大防止対策を講じて練習、試合、大会等のスポーツ活動を実施していること
- ④一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人または任意団体（※）のいずれかに該当すること

（２）スポーツ活動を主たる目的とし、活動の拠点が滋賀県内にある個人であって、次の

①～③の要件をすべて満たす方

- ①スポーツに関する物・サービスを提供する事業を継続して行う意思があること
- ②令和3年4月1日以降に感染症拡大防止対策を講じたスポーツに関する物・サービスを提供する事業を実施していること
- ③スポーツに関する物・サービスを提供する事業による収入があること

※任意団体については、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ・定款に類する規約等を有すること
- ・団体の意思を決定し、執行する体制・組織を有すること
- ・会計に関する担当者を有し、収支状況を明らかにしていること

※同一人または同一団体が複数の申請を行うことはできません。

4 補助の対象となる活動

補助の対象となる事業は、スポーツの練習、大会または教室等の運営等の事業活動を再開・継続するために行う、新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインに即した取組であって、滋賀県内で行われるものです。

5 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費に補助率3/4を乗じた額から、国庫補助金その他の助成金等を除いた金額とします。(1,000円未満は切り捨て)

補助金の限度額は5万円です。

※補助金の額は、滋賀県の本補助事業予算の範囲内で決定されるとともに、審査の結果が補助金の額に反映されるため、要望額全てを満たすとは限りません。

6 補助対象経費

補助の対象となる経費は、以下のすべてに該当する経費です。金額等により積算根拠を明確にした上で計上してください。

- ・補助対象事業および当該準備に要する経費のうち、次のページの表に掲げる経費
- ・令和3年4月1日から令和4年1月14日までの採択事業で発生した経費

※クレジットカードによる支払いは、補助対象期間中に引き落としが確認できる場合のみ認められます。

※仮想通貨、クーポン、特典ポイント、金券、商品券等による支払いは認められません。

補助対象経費	
区分	内訳（例）
賃金	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施にあたり、新型コロナウイルス感染症防止対策（以下、「コロナ対策」という。）として消毒作業等のために臨時に雇用したスタッフの賃金
諸謝金	<ul style="list-style-type: none"> コロナ対策として行う講習会等で招へいした講師の謝金 等
旅費	<ul style="list-style-type: none"> コロナ対策として行う講習会等で招へいした講師の交通費、宿泊費等
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> アルコール消毒液、消毒用ボトル、除菌用ペーパータオル、手袋、石鹸等の購入 マスク、ゴーグル、フェイスシールド等の購入 アクリル板、透明ビニールシート、フロアマーカ等 体温計、パルスオキシメーター、ハンズフリーマイク、電子ホイッスル等の購入 ビブス等、濃厚接触を避けるための用具の追加購入 簡易テント、ベンチ等の購入 簡易PCR検査キット等の購入 等 <p>※コロナ対策のために必要不可欠なものに限る。 ※<u>単価が税込3万円未満のものに限る。</u></p>
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> コロナ対策のための物品等の運搬費 等
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> コロナ対策を講じながら事業実施するために必要な会場代 コロナ対策を講じながら事業実施するために必要なバス借り上げ代等
役務費	<ul style="list-style-type: none"> PCR検査等の新型コロナウイルス感染症関係検査費用 WEB会議導入などにかかるオンラインシステム利用料 等

Ⅱ 応募の概要

申請は、1個人または1団体につき1事業です。

1 申請期間

第1期：令和3年9月30日（木）まで

第2期：令和3年10月1日（金）から令和3年12月24日（金）まで

※予算の上限に達した時点で、募集を終了します。

2 申請書類

下記のすべての書類を作成し、提出期限までに提出してください。

- ①補助金交付申請書：様式1
 - ②事業収支予算書：様式1（別紙1）
 - ③誓約書：様式1（別紙2）
 - ④通帳を開いた1-2ページ目の写しまたはキャッシュカードのコピー（銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人の全てが確認できるもの）
 - ⑤その他参考となる資料（団体の規約、役員名簿、開業届の写し 等）
- ※④⑤をメールで送る場合は、内容がはっきりわかるようにPDFや画像データに変換してください。

3 提出方法

（1）提出方法

申請は郵送またはメールでのみ受け付けます。FAXによる受け付けは行いません。

郵送の場合は、「スポーツ活動再開支援事業 申請書在中」と朱書きの上「簡易書留」で提出してください。

メールの場合は、件名に【スポーツ活動再開支援事業】（団体または個人名）と書いて全ての書類を添付ファイルで提出してください。

※12月25日（土）以降の消印の郵便および12月25日（土）0時以降に送信されたメールでの申請書類は、開封せず返却することがあります。

（2）申請書類の提出先

〒520-0807 滋賀県大津市松本1丁目2-20

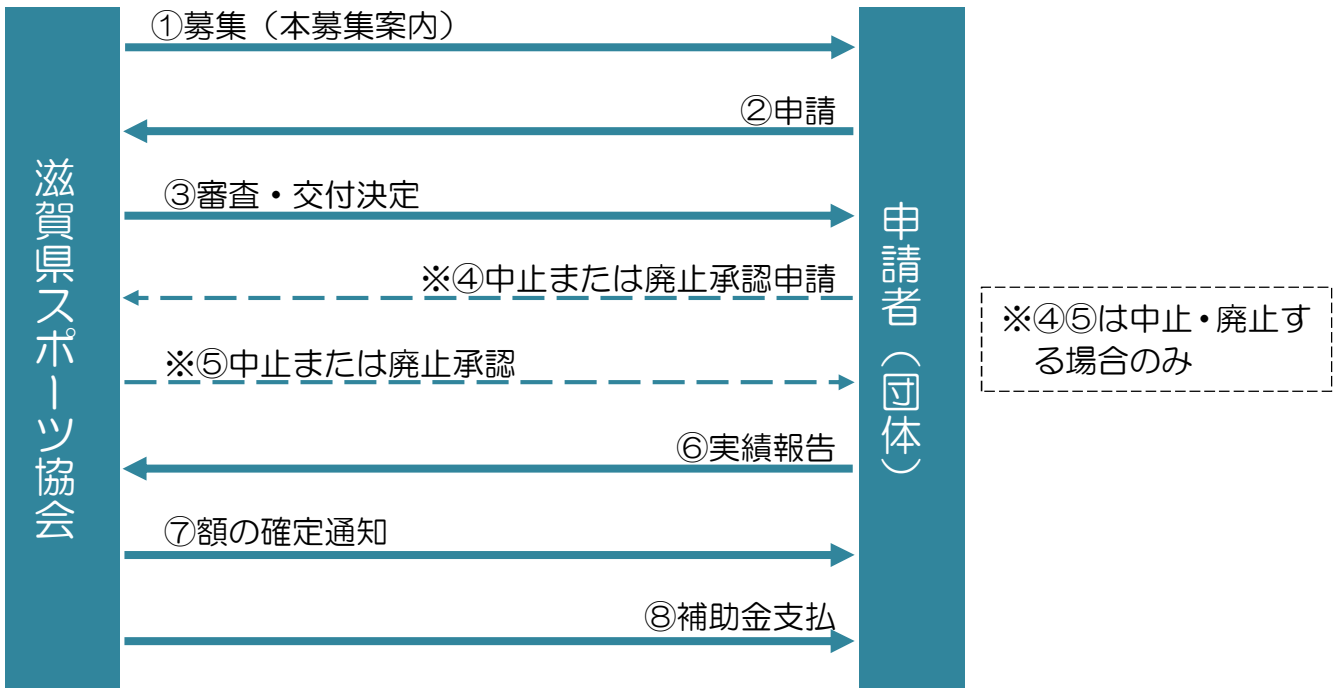
滋賀県スポーツ協会

「滋賀県スポーツ団体等活動再開等支援事業」事務局

TEL : 077-511-9955

E-mail : shiga-sport@bsn.or.jp

Ⅲ 申請後の手続き



1 審査結果の通知

応募があった事業の補助金交付申請書を審査し、補助金を交付すべきものであると認めた場合に交付（支払）の決定を行います。

申請内容について、ヒアリングを実施する場合がありますのでご了承ください。

審査結果については、採択・不採択に関わらず文書で通知します。ただし、審査結果についての問合せには応じられません。

2 補助事業の中止・廃止

補助事業は原則、採択・交付決定された内容で実施していただくものですが、やむを得ず中止または廃止しようとする際は、速やかに事務局へご連絡の上「支援事業中止・廃止承認申請書」(様式2)を提出し、承認を得る必要があります。

なお、事業内容の変更については、補助事業の内容について軽微な変更を行う場合以外は認めません。

事業計画書は、採択後に変更が生じることがないように、十分検討の上、作成してください。

3 実績報告書の提出

採択された申請者（団体）は、事業が完了した日から 30 日以内、または令和 4 年 1 月 31 日（月）のいずれか早い日までに、下記のすべての資料を提出してください。

ただし、補助事業完了日が交付決定の日から起算して 30 日以上さかのぼる場合は、交付決定日から 30 日以内に提出してください。

- ①実績報告書：様式 3
- ②収支決算書：様式 3（別紙 1）
- ③経費支出にかかる証拠書類（※）

※②に記載されたすべての経費について、実際に支払ったことが確認できる領収書やレシート等の写しを提出してください。その際、各領収書やレシート等の写しに番号をふることを忘れないでください。

※①～③は郵送またはメールでのみ受け付けます。③をメールで送る場合は、内容がはっきりわかるように PDF や画像データに変換してください。

4 補助金の額の確定

実績報告資料を確認し、補助金交付申請書に書かれた経費が適切に使用されたか等について審査します。提出された内容が適切であると判断したら交付すべき補助金の額を確定し、その金額を通知します。

なお、実績報告書により補助対象経費が減となり、その経費を基に再算定した補助金額が補助金交付決定通知に記載された額より少額になった場合は、補助金の額は減額となります。

5 補助金の交付（精算）

原則として、補助金の交付（支払）は、「4 補助金の額の確定」の後に行います。請求書の提出は不要です。

6 注意事項

（1）関係書類の保管

補助を受けた事業については、当該事業に関する帳簿および関係書類、銀行振込明細等の証拠書類等を事業終了後 5 年間保管する必要があります。

（2）軽微な内容の変更について

交付決定後、団体名・住所・連絡先・活動場所・活動期間等の、事業の内容に影響を及ぼさない範囲の変更を行う場合は、速やかに事務局へご連絡ください。

7 その他

(1) 滋賀県補助金等交付規則またはこの募集案内に定めるもののほか、この補助金の交付にあたり必要な事項は別に定めます。

(2) 問い合わせ先

本事業について不明な点があれば、下記までご連絡ください。

〒520-0807 滋賀県大津市松本1丁目2-20

滋賀県スポーツ協会

「滋賀県スポーツ団体等活動再開等支援事業」事務局

TEL：077-511-9955

E-mail：shiga-sport@bsn.or.jp